

◆ 担保提供書の記載例

例) 輸入許可前貨物引取承認

提出部数 ▶▶ 2部(税関用、交付用)

記載の説明(書き方)

①日付:税関への提出日

②あて先:保証書のあて先と合わせる(記載例は全国一括の場合)

③提供者:輸入者名を記載(保証書の輸入者と同じ)

③' 輸入者符号:法人番号、税関輸出入者コード、JASTPROコードを記載 ▶▶ 符号がない場合は、NACCSに登録不可

④代理人:通関業者等が代理で書類を提出する場合に記載

⑤期間:保証書に記載されている期間を記載

⑤' 不要な文言は削除

⑥担保提供事由:「輸入許可前貨物引取承認」と記載

⑦担保の種類:「保証人の保証」と記載、
表示:保証書に記載されている保証人を記載

⑧担保金額:保証書に記載されている税額を記載

⑨担保預り証:税関で担保登録後に記載

⑨' 担保登録番号:輸入(納税)申告の際に必須

※担保提供書は、担保登録後、税関から交付されるので、紛失しないように管理して下さい。

担保解除する際に、保証書との引き換えになります。

担保提供書

令和 年 2 月 25 日 ①

全国の税関官署の長 殿 ②

提供者(輸入者符号: 12345678900000000) ③'

住所 東京都中央区銀座▼-▼▼-▼▼

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

株式会社財務商会
代表取締役 大蔵 太郎 ③

代理人

住所 東京都江東区青海▽-▽-▽▽

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名(又は名称)及び代表者の氏名

株式会社カスタムス通関
代表取締役 税関 次郎 ④

私(当社)が令和 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号 により、 ⑤'

令和 年 3 月 1 日から令和 年 9 月 15 日までの間に輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける
貨物に対する 輸入許可前貨物引取承認 ⑥ のための担保を、下記のとおり提供します。

記

担保の種類及び表示	保証人の保証 財務東京銀行 本関支店 ⑦		
	[個別、据置(官署別 一括)]		
担保金額	50,000,000 ⑧	円	(保全担保に係る提供額 円)
※本税限度額	円	担保提供命令額	円
延滞税の額	関税法、国税通則法及び地方税法の所定の額		

一括担保の場合、担保金額は、保証書(据置担保用)の宛先の各税関官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

担保預り証

※上記の担保を預ります。

第 1AP***** ⑨' 号 (担保登録票番号 号)

第 号 (保全担保登録票番号 号)

令和 年 月 日

印

- (注) 1. この担保提供書は、2部提出して下さい。
2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。
3. ※欄は、記入しないで下さい。
4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手続が不要となります。
5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置(官署別・一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、該当するものを○で囲んで下さい。
6. 関税法第7条の8による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」に、担保提供命令通知書等に記載されている担保金額を記入して下さい。なお、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「保全担保登録番号」を使用して下さい。
7. 提供する担保を関税法第7条の8による担保(保全担保)及び納期限延長又は輸入許可前貨物引取承認の担保として使用する場合には、「担保金額」欄の()書に保全担保に係る提供額を記入して下さい。(当該提供額については、納期限延長及び輸入許可前貨物引取承認の担保として使用できません。)
8. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類(担保登録票を含む)を併せて提供して下さい。

収入
印紙

10

保証書（据置担保用）

令和 ◆ 年 2 月 15 日 ①

全国の税関官署の長 殿 ②

保証人
住所 東京都千代田区大手町 ◆◆◆◆◆ ③
電話番号 03-1234-5679
氏名（又は名称） 財務東京銀行
代表者の氏名 本関支店長 税関太郎 印

④

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号	東京都中央区銀座 ▼-▼▼-▼▼ 株式会社財務商会 ◇◇-◇◇◇-◇◇◇◇ ⑤
保証期間（債権発生期間）	自 令和 ◆ 年 3 月 1 日 至 令和 ◆ 年 9 月 15 日 ⑥
担保の区分	官署別担保・一括担保（どちらかを○で囲んでください。） ⑦
税額	50,000,000 円 ⑧
適用 法 条	関税法 第 73 条 第 1 項
	消費税法 第 条 第 項
	地方税法 第 72 条 の 100 第 1 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律 第 9 条 第 2 項 ⑨

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注)
- 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 - 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 - 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

◇ 保証書の記載例

例) 輸入許可前貨物引取承認

提出部数 ➡ 1部(税関用のみ)

記載の説明(書き方)

- ①日付:保証書の発行日
- ②あて先:通関予定官署を記載(記載例は全国一括の場合)
- ③保証人:保証人の押印は必須
注)印鑑届が必要、既に税関に届けている場合は不要
- ④不要の文言は削除
- ⑤輸入者:輸入者名を記載(担保提供者と同じ)
- ⑥保証期間:保証する期間を記載
※自動更新付の場合は1月単位の更新が望ましい
- ⑦担保の区分:どちらかを○で囲む
記載例が全国税関官署なので「一括担保」
- ⑧税額:保証する金額を記載
- ⑨適用法条:担保を提供する根拠とされる法律名及び条、項を記入する→参考資料「適用法令一覧」
注)法令条項が違ってる場合は受理できない

その他

- ⑩収入印紙:200円の収入印紙を貼付
印紙税法基本通達別表第一13号文書の1
「債務の保証に関する契約書」に該当